



ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

確定申告等が不要な給与所得者等の方に限り、

ふるさと納税先が**5自治体以内**であれば、

確定申告等は不要です。

！！注意！！

ただし、寄附先の自治体に対して「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（ふるさと納税ワンストップ特例申請書）の提出が必要です。



ワンストップ特例制度の対象となる方

ワンストップ特例制度が利用できるのは、次の①及び②の両方に該当する方です。

①給与所得者等で、確定申告等を行う必要がない方（地方税法附則第7条第1項（第8項））

年収2,000万円を超える方や、医療費控除の適用を受ける方等は、確定申告等を行う必要がありませんので、ワンストップ特例制度の利用はできません。

全てのふるさと納税について確定申告等が必要です。

②ふるさと納税先の自治体の数が5以内である方（地方税法附則第7条第2項（第9項））

その年のふるさと納税先の自治体の数が6以上の場合は、ワンストップ特例制度の利用はできません。

全てのふるさと納税について確定申告等が必要です。

※ 6回以上ふるさと納税を行っても、寄附先が5自治体以内であれば対象になります。



ワンストップ特例制度の適用を受けるための手続について

ワンストップ特例申請書に必要事項を記載の上、ふるさと納税先の自治体の窓口に翌年1月10日までに提出してください。また、申請書に記載した住所等に変更が生じた場合は、「申告特例申請事項変更届出書」にその旨を記載の上、翌年1月10日までにふるさと納税先の自治体の窓口に提出してください。提出がない場合は、ワンストップ特例制度は適用できませんので、ご注意ください。

※ ワンストップ特例制度を利用すると、所得税からの還付は発生しませんが、ふるさと納税を行った翌年度の住民税から、所得税控除分相当額（申告特例控除額）と住民税の控除額の合計額が控除されます。

（裏面もご覧ください）

～マイナンバーの記載について～



ワンストップ特例申請書には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。
ワンストップ特例を申請される際は、ワンストップ特例申請書と一緒に、次のいずれかの本人確認書類の提示（郵送の場合はその写しの同封）が必要です。

Aパターン

マイナンバーカード（表と裏の両面）

Bパターン

- 1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されているもの）※
- 2 運転免許証や旅券（パスポート）など国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で顔写真が貼ってあるものを1点

Cパターン

- 1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されているもの）※
- 2 健康保険証や年金手帳など国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で顔写真がないものを2点

※通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

【問合せ先】

◎申告特例申請書及び申請事項変更届出書について・・・寄附先の担当課へ

防災まちづくりの推進……………危機管理室 災害予防課
「大林学区地域運営委員会」活動支援…………企画総務局 コミュニティ再生課
NPO法人の支援……………市民局 市民活動推進課 支援係
市民主体のまちづくり活動支援……………市民局 市民活動推進課 支援係
スポーツの振興……………市民局 文化スポーツ部 スポーツ振興課
サッカースタジアムの管理運営……………都市整備局 スタジアム建設部 スタジアム調整担当
市民ふれあいベンチの設置・公共花壇の維持管理
……………都市整備局 緑化推進部 緑政課 花と緑の施策係
広島市安佐動物公園の再整備……………都市整備局 緑化推進部 緑政課 企画管理係
地域福祉の推進……………健康福祉局 地域共生社会推進課
被爆者援護の充実……………健康福祉局 原爆被害対策部 調査課
環境への取組……………環境局 環境政策課
平和大通りの利活用の推進……………経済観光局 観光政策部 観光企画担当
子どもの見守り活動……………教育委員会事務局 学校教育部
……………健康教育課 学校安全対策担当
教育の充実……………教育委員会事務局 総務部 総務課
平和の推進・原爆ドームの保存……………市民局 国際平和推進部 平和推進課
国際協力の推進……………市民局 国際平和推進部 国際化推進課
広島市現代美術館の作品購入……………市民局 文化スポーツ部 文化振興課
市政全般への寄附……………企画総務局 総務課

◎税制上の優遇措置について

広島市にお住まいの方

財政局 税務部 市民税課

広島市以外にお住まいの方

お住まいの市区町村の住民税担当課へ